

社団法人 千葉西法人会 定款

昭和52年6月25日施行 東局許可第11号
昭和58年6月28日変更 東局認可第13号
平成 6年6月29日変更 東局認可第28号

社団法人 千葉西法人会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は社団法人千葉西法人会（以下「本会」という）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、千葉市に置く。

第3条 本会は理事会の決議を経て必要の地に支部連合、支部及び部会を置くことができる。

2. 支部連合、支部及び部会運営については別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、健全な納税者団体として、全法人に健全な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、あわせて、よき経営者を目指す者の団体として、経営者の自己啓発を支援し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- 二 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- 三 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催並びに記帳指導の実施
- 四 会員を中心とする納税貯蓄組合の設立及び指導、協力
- 五 機関紙の発行並びに上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- 六 友誼団体との協調、連けい
- 七 その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会の会員たる資格を有する者は、千葉西税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で、本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第8条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともにこの定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- 一 退 会
- 二 事業の閉鎖、又は解散
- 三 除 名

(退 会)

第10条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- 一 会員としての義務の履行を怠ったとき

- 二 本会の名誉を毀損し、又は、本会の目的に反する行為があったとき
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第12条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2. 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第13条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2. 前項の会員名簿は会員の異動が生じたつど、これを訂正するものとする。

第4章 役 員

(役員の種類)

第14条 本会に次の役員を置く。

理事		67名以上77名以内
うち	会 長	1名
	副 会 長	4名
	専務理事	1名
	常任理事	14名以内
監事		3名

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、総会において会員の代表者又はその他役職員のうちからこれを選任する。

2. 前項の規定にかかわらず専務理事については総会において会員以外の者から選任することができる。
3. 会長、副会長及び常任理事は理事の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
3. 専務理事は、日常会務を処理し、事務局を指導監督する。
4. 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。
5. 常任理事は、本会の常務を審議、処理する。
6. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ、現任者又は前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員解任)

第18条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第11条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬)

第19条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

2. 専務理事の報酬は理事会において定める。

第5章 顧問、相談役、評議員、参与、委員及び職員

(顧問、相談役、評議員及び参与)

第20条 本会に、顧問、相談役、評議員及び参与若干名を置くことができる。

2. 顧問、相談役、評議員及び参与は理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。
3. 顧問、相談役、評議員及び参与は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(委員会)

第21条 第5条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2. 委員会は委員長及び委員をもって構成する。
3. 委員長及び委員は、理事会の推薦により会員の代表者又はその役職員のうちから会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

(職員)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2. 事務局には、職員3名以上を置き会長がこれを任免する。
3. 職員は原則として有給とする。

(規則の制定)

第23条 委員会及び事務局の運営に関する規則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 会 議

(会議の種類)

第24条 会議は、総会及び役員会とし会長がこれを召集する。

(総会)

第25条 総会をわけて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び召集)

第26条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員総数の5分の1以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
3. 総会は、開催の日から少なくとも7日前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して召集する。但し、会長が止むを得ないと認めたときは、便宜の方法をもってこれに代えることができる。

(会員の表決権)

第27条 会員は、各1個の表決権を有する。

2. 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各1名の代表を出席させる。
3. 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第28条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第29条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 事業報告及び事業計画
- 二 決算及び収入支出予算
- 三 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項

四 その他会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

第30条 役員会を分けて理事会及び常任理事会とする。

2. 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって組織する。
3. 監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員会の開催及び召集)

第31条 役員会は、会長が必要と認めたとき、これを開催する。

2. 役員会の召集については、第26条第3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第32条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第33条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会に提出すべき議案
 - 二 定款の変更に関する議案
 - 三 総会において理事会に委任された事項
 - 四 その他、会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項
2. 常任理事会は、理事会に代り、常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告して、その承認を得なければならない。

(会議の議長)

第34条 すべて会議の議長は、会長をもってこれに当てる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものより構成する。

- 一 設立当初寄付された財産目録記載の財産
- 二 会費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第37条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2. 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第38条 基本財産は、これを費消し、又は抵当権その他の物件のために供してはならない。

2. 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

(経費)

第39条 本会の経費は、運用財産をもってこれに当てる。

(収支予算、収支決算等)

第40条 本会の収入支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに、総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の収入支出決算については、財産目録を附して監査を経なければならない。

(剰余金の処分)

第41条 収支決算の結果、年度末において、剰余金が生じたときは、総会の承認を経てその全部もしくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解 散)

第44条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第45条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議をへ、かつ、東京国税局長の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(細 則)

第46条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、東京国税局長の設立許可があった日から施行する。
2. 設立初年度に限り役員、顧問、相談役、評議員、参与及び委員の任期は、東京国税局長の設立許可があった日から次の通常総会の日までとする。
3. 本会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず東京国税局長の許可があった日から昭和53年3月31日までとする。
4. 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。
5. この定款の一部変更（第4条及び第14条）は、東京国税局長の認可があった日、平成6年6月29日から施行する。

昭和52年6月25日施行 東局許可第11号
昭和58年6月28日変更 東局認可第13号
平成 6年6月29日変更 東局認可第28号